

申15号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」団体交渉を行う！その3

第8項 動物の死骸撤去及び処理については、今後パートナー会社が行うが自治体の関係もあることから具体的処理方法を明らかにすること。

対応が各自治体バラバラである。

今後パートナー会社が選んでくるため、JRとパートナー会社でつなぎをやっていく。

動物の撤去のコードを作成して貰ったが、すべて入っているのか。

処理費は含まれていない。企画課で予算は確保している。

第9項 著大軌道変位対応の後追い応急処理体制は、必ず実施してきたが変更する根拠を明らかにすること。

「必ずしもやるものではない」と回答であるが。

「必ず」というルールはないが、現場の判断で必要により実施する。

融雪期や積雪期でも判断基準は。

著大値がでないとは判断した場合にはやらなくてもいい。

6月の検測車対応はどうなるのか。

現場と相談して判断していく。

第10項 レール探傷車の保守用車責任者とはNSGの社員が担当するのか明らかにすること。

指揮命令系統はどのようになるのか。

パートナー会社に保守用車責任者をやってもらう。監督員という立場でJRが乗乗する。NSGは「グループ会社」の位置付けとなる。

第11項 多客期輸送期間の異常時対応はパートナー会社が初動体制等を確実にこなえる体制にすること。

パートナー会社で対応できるのか。

連絡当番を置くようお願いはしている。

JRの半数体制は組むのか。

酷暑期は現状に合わせて変更を考えている。パートナー会社に責任を持って対応してもらう。

パートナー会社に緊急車は配備するのか。

パートナー会社には配備しない。